

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
原告 藤永知子 外31名
被告 埼玉県 知事 外4名

証拠説明書

2008(平成20)年6月11日

さいたま地方裁判所
第4民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐々木 新一

弁護士 野本夏生
外

号証番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
甲A 第1002	「表IV-7 上下水道事業概要」と題する書面(4丁綴りのもの)	写し 不明	埼玉県
立証趣旨			
平成15年度の埼玉県内の給水人口(1丁)・年間有収水量(3丁)・実績1日最大給水量(3丁)・1人1日給水量(3丁)。平成14年度の各数値との比較。 埼玉県が平成11年に行った水需要予測における、平成15年度の予測値と同実績値が大幅に乖離していたことにより、埼玉県が平成11年に実施した水需要予測の過大性が実証された。			

号証番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者

甲A 第1003	「表IV-7 上下水道事業概要」と題する書面（4丁綴りのもの）	写し	不明	埼玉県
立 証 趣 旨				
	平成16年度の埼玉県内の給水人口（1丁）・年間有収水量（3丁）・実績1日最大給水量（3丁）・1人1日給水量（3丁）。平成15年度の各数値との比較。 埼玉県内における給水人口の微増傾向、年間有収水量・実績1日最大給水量・1人1日給水量の各漸減傾向が明確になっている。			

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
甲 第1004	「表IV-7 上下水道事業概要」と題する書面（4丁綴りのもの）	写し	不明 埼玉県	
立 証 趣 旨				
	平成17年度の埼玉県内の給水人口（1丁）・年間有収水量（3丁）・実績1日最大給水量（3丁）・1人1日給水量（3丁）。平成16年度の各数値との比較。 埼玉県が平成15年に行った水需要予測における、平成17年度の予測値と同実績値が大幅に乖離していたことにより、埼玉県が平成15年に実施した水需要予測の過大性が実証された。 原告ら提出の準備書面(9)の「第2」（3頁ないし6頁）の主張を明確に裏づける証拠である。			

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	
甲A 第1005	公文書公開決定通知書・漏水防止事業事業項目一覧・漏水防止事業実績	写し 平成19年1月15日	福岡市水道事業管理者高田洋征	
立 証 趣 旨				

福岡市が漏水防止対策に投じた費用は、昭和31年から平成17年までの累計で金134億円程度であるという事実。

被告らが漏水防止対策のコストとして主張している数値は、現実離れした架空のものである。

原告ら提出の準備書面(9)の「第3 (2)」（8頁ないし9頁）の主張を明確に裏づける証拠である。